庄原市いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月 12 日策定

1 策定の趣旨

この方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき策定したものである。

いじめは、決して許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を 著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、 その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう児童生徒に十分理解できるようにし、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自らを律し、自ら考え、表現しながら自己実現できるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、庄原市として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「庄原市いじめ防止基本方針」を定め、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

<いじめ防止対策推進法第12条>

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公 共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基 本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとす る。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見(認知)し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

なお、いじめの防止等とは、いじめの防止、早期発見、早期対応をいう。

3 庄原市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

豊かな情操と道徳心を培い、学ぶ意欲と志をもち、自らを律し、自ら考え、表現する児童生徒の育成が、いじめの防止に資することを踏まえ、児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、いじめ撲滅キャンペーンといった児童会・生徒会の活動等、 児童・生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条の規定により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

(6) 相談体制及び研修の充実

児童生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。また、教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な研修を実施する。

4 庄原市におけるいじめの防止等に関する取組

庄原市は、「庄原市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推 進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、市教育委員会に「庄原市いじめ 防止対策委員会」を設置する。
- イ 庄原市学校警察連絡協議会において、いじめ等生徒指導上の諸問題の現状及びそ の対策についての情報交流が関係機関等との連携の下に適切に行われるようにする。

(2) いじめの防止等に関する取組

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地 を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道 徳教育及び体験活動等の充実を進める。
- イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、関係機関、家庭及び 地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。
- ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職 員研修の充実等、必要な取組を行う。
- エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめに対応する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- キ 学校におけるいじめの防止等のための取組の点検・充実を進める。
- ク いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、広島県教育委員会と連携し、学校に対し助言する。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

- (1)「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
 - イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
 - ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
 - エ 学校のホームページなどで公開する。
 - オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。
- (2) いじめの防止等に係る組織
 - ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織

(「いじめ防止委員会」)を設置する。

イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置付ける。

- (3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導
 - ア すべての児童生徒が参加・活躍できる授業、わかる授業づくりのための授業改善 を行うことで学習意欲を向上させる。
 - イ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
 - ウ 社会体験や生活体験、異年齢の交流活動の機会を設け、児童生徒の人間性や社会 性を育み、自己有用感を獲得させる。
 - エ ソーシャルスキル・トレーニング※1やピア・サポート※2等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
 - ※1 ソーシャルスキル・トレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標になります。

※2 ピア・サポート

「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。

- オ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家 族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- (4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会として、いじめの防止等のための主体的な活動ができるよう支援する。

- (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
 - ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
 - イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
 - ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び 個別面談を実施する。
 - エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
 - オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
 - カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
 - キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に

警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織(プロジェクトチーム等)を編成し、「庄原市いじめ問題調査委員会」とと もに、調査・対応する。

6 重大事態への取組

(1)「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第 28 条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「重大事態」とは、次に揚げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会に報告する。市教育委員会は調査 組織を市教育委員会内に設置するとともに市長に報告する。
- イ 市教育委員会の調査組織を、「庄原市いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する者を加えたもの(「庄原市いじめ問題調査委員会」)に拡大し、学校とともに調査を行う。市教育委員会は、調査結果を市長に報告し、「総合教育会議」の活用等により市長と十分に協議・調整を行う。

※3 総合教育会議

平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により各地方自治体に新設される会議のこと。基本的に市長と教育委員会とで構成される。

- ウ 「庄原市いじめ問題調査委員会」が行った調査結果について、市長が再調査を必要と認めた場合、附属機関を設置し対応する。
- エ 市教育委員会は、必要に応じて、広島県教育委員会に対し専門的知識を有する者 の派遣を要請する。

7 「庄原市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

庄原市いじめ防止基本方針は、庄原市ホームページで公表するとともに、より実効性の 高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

<参考文献>

• 文部科学省「生徒指導提要」(平成22年3月)